

安全安心な「かみいな米」づくりに向けて

1. 残留農薬のポジティブリスト制度について

平成18年5月に食品衛生法・農薬取締法など関係法令の改正により、農薬残留基準のポジティブリスト制になりました。全国では、無登録農薬の検出、残留基準オーバーなど数件の違反が発生し、回収廃棄処分を実施した事例が報告されています。

水稻の場合は被害を受ける事よりも他の作物に対して、加害する場合が多いので尚一層の注意をお願い致します。

2. 注意が必要な場合

- ①使用する農薬が周りの野菜・果樹等に登録が無い場合
- ②圃場どうしの距離が近く、隣の作物の収穫時期が近づいている時
- ③飛散が起こりやすい散布方法の時
- ④風の強い時の散布

3. 対策について

農薬を使用する場合には、農薬ラベルをよく読んで確認し、適正に使用する。

- ①散布時に注意すること
 - ・散布量が多くならないよう気をつけ使用基準以内の量と区域で散布を行う。
 - ・散布の方法や位置に気をつけて、出来るだけ作物の近くから散布し別の作物にかかるないように注意する。
 - ・タンクやホースは使用後直ちに洗い、いつも綺麗にしておく。
- ②その他の対策について
 - ・隣の作物にも登録のある農薬を使用する。
 - ・飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する。
 - ・隣の作物をネットやシートでさえぎったり一時的に覆う。
 - ・隣接作物生産者とよく連携をとる。

4. 水稻での農薬散布について

- ①粉剤の使用は飛散が最も考えられるので、特に無風状態での散布に心掛ける。隣接圃場が他作物の場合には、粉剤の使用を中止し、粒剤の散布に切り替える。
- ②水稻生育期間中の畦畔除草剤の使用は避けてください。
- ③田植え前処理剤は代かきから田植えまでの期間が7日以上空く場合以外は使用しない。
(田植え時の落水による河川への流出防止)
- ④農薬散布後は、止め水管理を徹底し散布後7日間は落水しない。減水分は、たし水を行い、掛け流し管理は行わない。
- ⑤飛散を出来るだけ減らすよう工夫して散布し、農薬を散布したら必ず栽培管理記録簿に記入する。

1. 温湯消毒機導入による種子消毒の実施について

温湯消毒とは、化学農薬を使用せず、専用の温湯消毒機（60℃の温湯に種糲を10分間浸漬し直ちに冷水で冷やす方法）を使うことで、農薬廃液処理に伴う土壤河川への汚染が無く環境保全型稻作となります。上伊那管内全ての共同育苗センターで実施し、個人育苗の予約注文種子についても温湯消毒で対応し、安全安心な米づくりを進めます。

2. 防除が必要な場合の農薬は、環境への負担を考慮します

- ①発ガン性・ダイオキシン・環境ホルモン等の疑いの無い品目を選定します。
- ②飛散防止の為、粒剤・ジャンボ剤・フロアブル剤、豆つぶ剤を基本とします。

3. 必要最低限の予防防除の実施について

・苗箱施薬剤について

施薬量が少なく株元に薬剤が施用される事で、害虫、いもち病など長い期間防除が出来ます。田植えと同時に土中に施用される事で、溶解がゆっくりとなり、魚毒性や、河川への流出が低減され環境負荷の軽減となります。

4. 発生予察により防除情報を伝達します

- ①いもち病に対し発生予察装置「クロップナビ」(気象観測により、いもち病の発生を予測する)により、いもち病の発生を予察致します。上伊那管内9ヶ所に設置し観測、地帯別に注意報を流し、必要に応じた防除の指導を行います。
- ②カメムシ発生調査により適期に防除情報を伝えます。

5. 耕種的防除について

- ①こまめに畦畔の草刈を行うことにより、カメムシの侵入を防ぎます。
雑草を20cm以上伸ばさない(イネ科雑草の穂が出ないうちに)ようにする。
- ②けい酸加里の施用により茎葉を硬くし、いもち病などの侵入を防ぎます。

6. 農業者賠償責任保険のご案内

農業において発生する様々な賠償責任リスク（施設リスク・生産物リスク・保管物リスク）を幅広くカバーする農業者向け専用商品です。特約（生産物品質特約条項）を任意に付帯することによって残留農薬に関するリスク（回収費用）もカバーできます。この保険はJAを契約者とし、組合員である農業者・認定農業者（個人・法人）・集落営農組織（法人）を加入者（保険者）とする団体契約です。

お申込みや詳しい内容は各支所共済窓口へお問い合わせ下さい。